

群馬県障害者施設入所調整委員会設置要綱（改定後全文）

（目的）

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する施設入所支援を行う施設（以下「支援施設」という。）の入所の利用にあたり、関係者による協議をすることにより、公平かつ公正で円滑な入所及び利用が確保できるよう、市町村間の調整を図ることを目的として、群馬県障害者施設入所調整委員会（以下「入所調整委員会」という。）を設置する。

（構成）

第2 入所調整委員会の委員は、次の関係機関の者をもって構成する。

- | | | | |
|-----|--------------------|--------------|------|
| (1) | 利用者 | 身体障害者団体 | 代表1人 |
| | | 知的障害者団体 | 代表1人 |
| (2) | 市町村 | 市町村障害者福祉担当課長 | 代表4人 |
| (3) | 施設 | 支援施設等 | 代表5人 |
| (4) | 相談支援専門員 | | 代表1人 |
| (5) | 学校 | 特別支援学校 | 代表1人 |
| (6) | 県障害政策課長 | | |
| (7) | 県児童福祉課母子保健・障害児支援室長 | | |
| (8) | 児童相談所長 | | 代表1人 |
| (9) | 心身障害者福祉センター所長 | | |

（会長）

第3 入所調整委員会に会長を置き、心身障害者福祉センター所長をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、入所調整委員会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4 入所調整委員会の会議は、会長が年2回程度招集し主宰する。

2 会長が必要と判断したときは、委員過半数の承認を得て委員以外の者の出席を求めることができる。

（審議事項）

第5 入所調整委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 支援施設の入所調整に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、会長が必要と判断した事項

（事務局）

第6 入所調整委員会の事務局は、心身障害者福祉センターに置く。

（その他）

第7 入所調整の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 群馬県障害者施設入所調整委員会設置運営要綱（平成15年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、旧要綱に基づいて行われた手続きについては、なおその効力を有する。
- 3 この要綱は、障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、同法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた知的障害者更生施設、知的障害者授産

施設、知的障害者通勤寮について準用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。